

博士論文(要約)

薬物事犯者の認知傾向と

保護観察プロセスに関する質的研究

— 民間ボランティア・保護司も視野に入れて

2022 年度

東京成徳大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻

押切 久遠

薬物事犯者の認知傾向と保護観察プロセスに関する質的研究 ー民間ボランティア・保護司も視野に入れて

1 全体要旨

本論文は、薬物事犯者の再犯防止と回復支援に向けた保護観察処遇の充実に寄与するため、薬物事犯者の認知傾向と保護観察プロセスについて、保護観察を支える民間ボランティアである保護司も視野に入れて究明しようとするものであり、4つの研究から成る。

2 目次

- 第1章 我が国の薬物事犯者処遇の状況と研究全体の目的・構成
- 第2章 文献研究
- 第3章 薬物事犯者を含む累犯者の認知傾向（イラショナル・ビリーフ）に関する研究
- 第4章 保護観察を担う民間ボランティア・保護司に関する研究
- 第5章 刑の一部の執行猶予となった男性覚醒剤事犯者の保護観察プロセスに関する質的研究

3 各章要約

(1) 我が国の薬物事犯者処遇の状況と研究全体の目的・構成

検挙、起訴、裁判、矯正、仮釈放、保護観察という我が国の一連の犯

罪者処遇の概況、その中でも特に保護観察の概要、薬物事犯（主に覚醒剤事犯）の状況、薬物事犯者をメインターゲットとする一部執行猶予の導入と運用状況、保護観察所や刑事施設における薬物事犯者処遇プログラムの状況等について記述した。

そして、それらを踏まえ、我が国の薬物事犯者処遇の課題を明らかにした上で、研究全体の目的や構成について述べた。

(2) 文献研究

本論文の研究全体に特に強く関連するものとして、①犯罪者や非行少年の認知傾向に関する研究、②薬物事犯者・薬物依存症者の特性等に関する研究、③犯罪者等に対する認知行動療法の効果に関する研究について、81本の文献を調べた。

その結果、①犯罪者や非行少年の重要な認知傾向として、「合理化・正当化などによる責任の否定・転嫁・回避」と「運命的気分・無力感」があること、②薬物事犯（薬物依存）からの回復には、大切な他者との関係や仕事など薬物使用への錨（歯止め）となるもの、自分の問題性の認識、自己効力感、社会資源とのつながり等が重要であること、③薬物事犯者を始めとする犯罪者の処遇において、認知行動療法は一定の効果を上げ、有力な処遇方法となっていることなどが分かった。

(3) 薬物事犯者を含む累犯者の認知傾向（イラショナル・ビリーフ）に関する研究

論理療法の鍵概念であるイラショナル・ビリーフの観点から、241人の累犯受刑者に対し面接調査を行った結果、文献研究で示された2つの重要な認知傾向（「合理化・正当化などによる責任の否定・転嫁・回避」

と「運命的気分・無力感」)が、実際に累犯受刑者にも見られ、それがどのようなイラショナル・ビリーフとして具体的に表出されるかが分かった。

また、薬物事犯者に絞って分析したところ、彼らは、自分を誘惑する者や運命に抗うことはできないという強い外的統制感、つまり無力感を抱いていることが分かった。

(4) 保護観察を担う民間ボランティア・保護司に関する研究

薬物事犯者を含む保護観察対象者の指導・支援に携わる保護司の意識と活動実態を浮き彫りにしようとした。

筆者が参加して法務総合研究所が行った全国 2,260 人の保護司に対する質問紙調査の結果から、保護司が、①自分のプライベートな時間や空間を用いて、傾聴・受容・共感を大切にしながら保護観察対象者と定期的な面接を行なっていること、②地域住民としての特性を生かした指導・支援を実施していること、③自己成長感や充実感を抱きながら活動を続けていることなどが分かった。

一方、同調査の後の保護司に対する大規模調査からは、保護司が、薬物事犯者を始めとする処遇困難なケースの担当に不安を感じていることや、活動への負担感が増していることが示された。

本研究においては、傾聴・受容・共感を実践する保護司の存在が、犯罪者や非行少年の社会復帰支援において重要な役割を果たしていることが考察された。

(5) 刑の一部の執行猶予となった男性覚醒剤事犯者の保護観察プロセスに関する質的研究

刑の一部の執行猶予の判決を受け、刑事施設出所後に保護観察に付された者のうち、薬物を再使用せずに保護観察を終了した2ケース（回復ケース）及び保護観察中に薬物を再使用した2ケース（再犯ケース）の計4ケースについて、その保護観察事件記録を基に、複数経路・等至性モデル（TEM）等の手法により分析した（なお、調査に当たり、保護観察を所管する法務省保護局の了解等を得るとともに、研究結果の報告については、プライバシー保護に万全を期するため、大幅な抽象化を図った。）。

その結果、回復と再犯の岐路となる事項について多くの示唆が得られた。

4 まとめ

研究全体から、薬物事犯者の再犯防止と薬物依存からの回復には、生活の安定とともに、認知の状態の変化が重要であると考えられた。

また、我が国の薬物事犯者に対する保護観察処遇においては、薬物再乱用防止プログラムによる認知行動療法的アプローチと保護司によるクライアント中心療法をベースとするかかわり（傾聴・受容・共感を大切にするかかわり）とが統合された形で保護観察対象者への働きかけが行われ、一定の再犯防止効果を上げていると考えられた。

最後に、研究結果を踏まえて、保護観察処遇への実践的な提言を行った。

5 主な引用文献

- ・ 押切久遠 (2005). 「保護司の活動実態と意識に関する調査」の結果から 犯罪と非行, 145, 75-104
- ・ 押切久遠・山下麻実 (2016). 更生保護における薬物事犯者施策について 犯罪と非行, 181, 166-186.
- ・ 押切久遠 (2017). 犯罪者の認知傾向に関する研究ーイラショナル・ビリーフに焦点を当ててー 犯罪心理学研究, 54(2), 1-15